

高速増殖原型炉もんじゅ周辺環境の安全確保等に関する協定書

福井県および敦賀市（以下「甲」という。）と国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「乙」という。）とは、乙の高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の保守運営および廃止措置に伴う周辺環境およびもんじゅ従事者の安全確保等について、次のとおり協定する。

（「甲」の解釈と運用）

第1条 甲である福井県および敦賀市は、協議の上、一体となって本協定の運用にあたるものとする。

（関係諸法令等の遵守等）

第2条 乙は、もんじゅの保守運営および廃止措置に当たっては、周辺環境およびもんじゅ従事者の安全確保等のため、万全の措置を講じなければならない。

2 乙は、関係諸法令等を遵守するとともに、この協定を誠実に履行しなければならない。

3 乙は、第1項の規定の実施に当たっては、次に掲げる事項に積極的に取り組まなければならない。

- (1) 安全管理体制の強化および品質保証活動（作業管理等を含む。）の展開
- (2) 新技術の開発および導入ならびに施設の改善
- (3) 教育訓練の充実
- (4) 請負事業者およびメーカその他の関連事業者との技術情報の共有
- (5) もんじゅ従事者の労働安全対策、放射線業務従事者の被ばく低減および放射性廃棄物の放出低減
- (6) 原子力防災対策、核物質防護対策および有事対策の充実
- (7) 環境保全対策

（計画に対する事前了解）

第3条 乙は、原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲の了解を得なければならない。

（廃止措置計画の事前連絡）

第3条の2 乙は、もんじゅの廃止措置を講じようとするときは、甲に対し、当該廃止措置に関する計画について、事前に連絡しな

なければならない。

(請負事業者の指導監督等)

第4条 乙は、請負事業者が行う教育訓練、放射線管理、品質保証活動、作業管理等について、請負事業者に対する指導および監督の徹底を図るとともに、請負事業者との的確な協力体制の構築を図らなければならない。

(輸送計画の事前連絡)

第5条 乙は、甲に対し、新燃料、使用済燃料、放射性廃棄物等の輸送計画について、事前に連絡しなければならない。

(平常時における連絡)

第6条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的にまたはその都度、遅滞なく連絡しなければならない。

- (1) もんじゅの保守運営の状況
- (2) 環境放射能測定調査の状況
- (3) 冷却排水調査の状況
- (4) もんじゅの廃止措置の状況

(異常時における連絡)

第7条 乙は、甲に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。

- (1) 非常事態が発生したとき。
- (2) 工学的安全施設が動作したとき。
- (3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏洩したとき。
- (4) もんじゅに故障が発生したとき。
- (5) ナトリウムを保有する系統設備からナトリウムが漏洩したとき。
- (6) もんじゅ敷地内において火災が発生したとき。
- (7) 放射性物質またはナトリウムの輸送中に事故が発生したとき。
- (8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。
- (9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。
- (10) 原子炉施設等において人に障害が発生したとき。
- (11) 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。
- (12) もんじゅの周辺環境に異常が発生したとき。

(13) その他国に報告する事項

(立入調査等)

第8条 甲は、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対してもんじゅの保守運営および廃止措置に関し報告を求め、またはもんじゅに立入調査することができる。

- 2 乙は、前項の立入調査等に協力しなければならない。
- 3 第1項の規定により立入調査をする者は、その安全確保のため、乙の保安関係の規程に従うものとする。

(立入調査の同行)

第9条 甲は、前条第1項の立入調査を行う場合において、もんじゅの保守運営および廃止措置に起因して、地域住民の健康および生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、または著しい影響を及ぼすおそれがあるときは、甲が認めた地域住民の代表者を同行することができるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項に規定する者について準用する。

(適切な措置)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、国を通じ、または直接乙に対し、原子炉施設等の使用制限、施設および運用方法の改善その他適切な措置を講ずることを求めることができる。

- (1) 第8条第1項の規定による立入調査の結果、周辺環境またはもんじゅ従事者の安全を確保するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。
 - (2) 事故または有事により放射性物質の放出のおそれがある場合で、周辺環境への被害を緊急に防止するため特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。
 - (3) 他の原子力発電所で発生した事故の評価を踏まえ、もんじゅの周辺環境またはもんじゅ従事者の安全確保に著しい影響を及ぼすおそれがあり、直ちに特別の措置を講ずる必要があると認められるとき。
- 2 乙は、前項の規定により必要な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもって速やかにこれに応じるとともに、その措置等について、甲に対して、適時報告しなければならない。

(損害の補償)

第11条 乙は、もんじゅの保守運営および廃止措置に起因して地域

住民に損害を与えた場合は、直ちに損害の拡大を防止するための対策その他必要な措置を講ずるとともに、誠意をもって補償しなければならない。

(原子力防災対策)

第12条 乙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、的確かつ迅速な連絡体制の整備および教育訓練を実施しなければならない。

2 乙は、甲が実施する地域防災対策に積極的に協力しなければならない。

(公衆への広報)

第13条 乙は、公衆に対して、もんじゅに関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲に対して連絡しなければならない。

(連絡の方法)

第14条 乙は、甲に対し、次の各号に定めるところにより連絡しなければならない。

- (1) 第3条、第3条の2、第5条および第6条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。ただし、第6条第2号に掲げる事項については、「福井県環境放射能測定技術会議」が作成した調査報告をもって、これにかえるものとする。
- (2) 第7条および前条に掲げる事項については、速やかに連絡後、文書をもって連絡するものとする。
- (3) その他必要な事項については、甲および乙が協議して、別に定めるものとする。

(連絡の発受信者)

第15条 甲および乙は、相互の連絡を円滑に行うため、発受信責任者を定めるものとする。

(協定書の改定)

第16条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(覚書)

第17条 この協定の施行に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に覚書で定めるものとする。

(疑義または定めのない事項)

第18条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成 4年 5月29日

平成17年 5月16日 改定

平成29年12月 5日 改定

【締結者】

発電所	甲	乙
高速増殖原型炉もんじゅ	福井県・敦賀市	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構